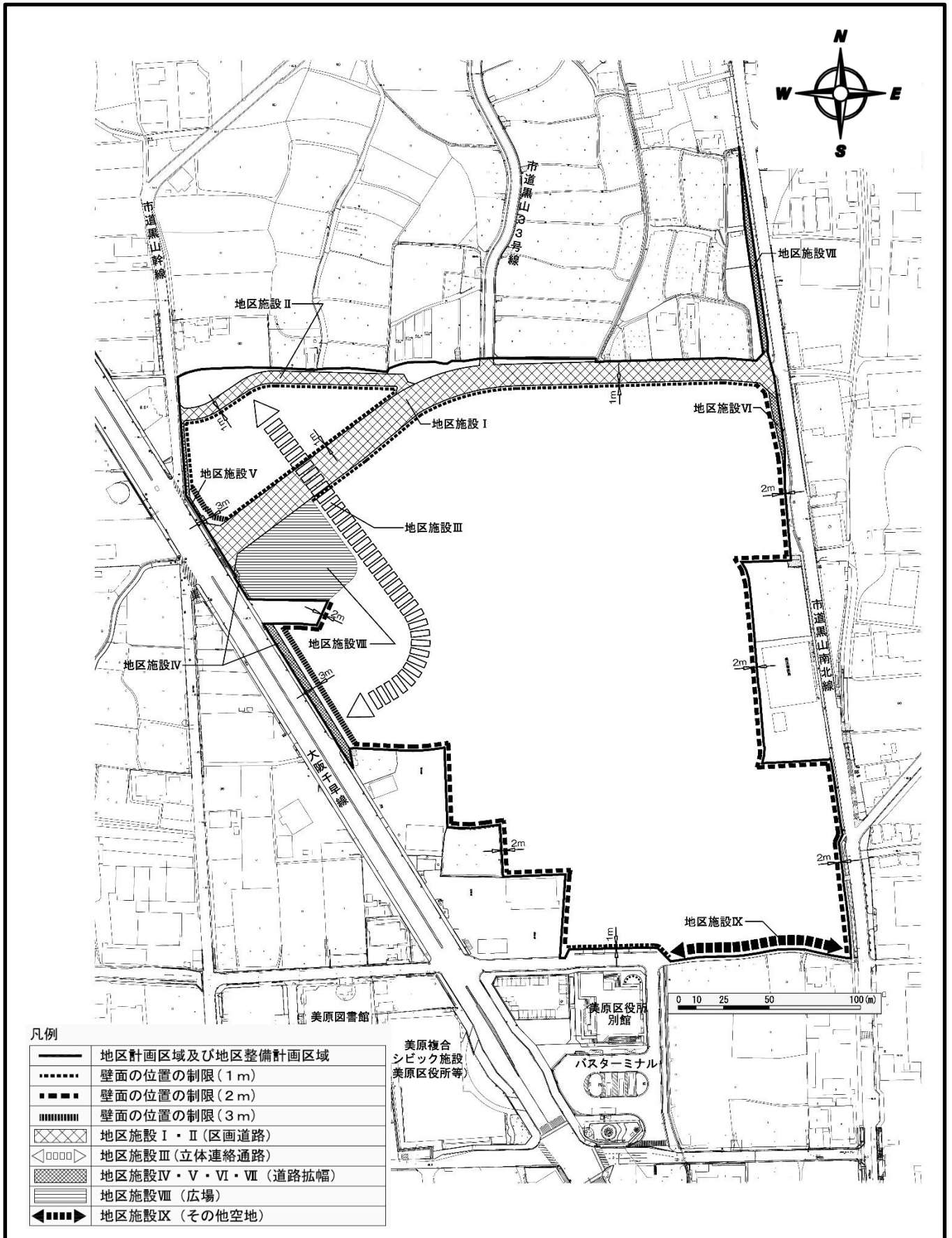


# ＜黒山東地区地区計画＞



凡例

	地区計画区域及び地区整備計画区域
	壁面の位置の制限(1m)
	壁面の位置の制限(2m)
	壁面の位置の制限(3m)
	地区施設 I・II (区画道路)
	地区施設 III (立体連絡通路)
	地区施設 IV・V・VI・VII (道路拡幅)
	地区施設 VIII (広場)
	地区施設 IX (その他空地)

美原複合シビック施設  
美原区役所等

バスターミナル